

「江別市男女共同参画を推進するための条例を改正する条例（案）」
に対する市民意見募集結果と市の考え方

1. 市民意見募集期間：平成25年4月15日から平成25年5月14日まで

2. 提出いただいた意見

(1) 提出者数 1人（80歳代・大麻地区）

(2) 意見数 1件

3. ご意見と市の考え方

No.	いただいたご意見	ご意見に対する市の考え方
1	<p>条例の改正については賛成ですが、(案)の改正内容については再検討してください。</p> <p>第20条第4項の任期2年は短いので3年としてください。</p> <p>平成21～22年度に公募委員を勤めた経験からいえば、年間2～3回しか開催されない審議会では1年目は提出された資料の疑問点を質すことや現状把握で終り、委員としての提案等は2年目以降になりがちで再任されなければ、そのフォローが出来ません。</p> <p>任期3年であれば再任は2期を限度とする現条例でよい。</p> <p>どうしても任期2年であれば、通算3期（6年）と限度を明示すること。</p>	<p>条例の改正は、市長の諮問機関である江別市男女共同参画審議会の委員の再任について、2期を限度としている規定を改めようとするものです。</p> <p>現行の規定は、委員の任用にあたり、幅広く人材を求めることを念頭に、委員の交代を促すよう定めたものですが、委員の交代が、審議会での議論や検討の制約となることも想定されることから、再任に上限を設けないことで、委員の任期の制約が、審議会での審議等に影響を与える可能性がなくなると考えています。</p> <p>また、改正は、交代を妨げるものではないことから、委員の固定化に繋がるものではないと思料します。</p> <p>従いまして、審議会委員の任期は現行のとおりとし、再任の制限を見直す方向で検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

※パブリックコメントの内容については、提出者の意見を出来るだけ正確に表すため、人物を特定できるような固有名詞やご意見以外の記述を除き、可能な限り原文のとおりに掲載しております。